

福井県指定北潟鳥獣保護区の変更（区域拡張）に関する公告総覧

による意見募集の結果

令和2年9月17日
福井県安全環境部自然環境課

本年度、変更（区域拡張）を計画している福井県指定北潟鳥獣保護区の指針案について公衆の総覧に供し、意見を募集しましたところ、当該区域の住民及び利害関係者から次のような御意見をお寄せいただきました。

いただきました御意見は、福井県指定北潟鳥獣保護区の変更（区域拡張）についての審議の参考にさせていただきます。

記

1 募集期間

令和2年8月4日（火）～8月17日（月）

2 意見件数（意見提出者数）

1件（1名）

3 提出されたご意見の概要および県の考え方

別紙資料のとおり

4 問合せ先

(1) 担当課

福井県安全環境部自然環境課自然環境保全グループ

(2) 連絡先

電話 0776-20-0306

FAX 0776-20-0635

メール shizen@pref.fukui.lg.jp

別添資料

北潟鳥獣保護区の変更（区域拡張）に関する御意見の概要と県の考え方

御意見の概要	県の考え方
<p>鳥獣保護法その他の規則に従い行っているこれまでの狩猟活動において、北潟湖の野鳥の安定的な生息が脅かされている現状にはありません。狩猟者が獲ることで鳥が減少しているというのは誤解であり、水鳥が減少している原因はもっと他にあることは明らかです。鳥の獲り方や自然とのかかわり方を学べる場が失われるという側面から、安直な保護区の設定には疑問を感じます。</p>	<p>北潟湖は本県を代表する自然豊かな湖であり、毎年、絶滅危惧種を含む多くの野鳥が飛来しております。現在、当該保護区およびその周辺において、狩猟行為により水鳥が減少している客観的事実はありませんが、当該地域を保護区として設定することにより、積極的に長期間にわたり安定した野鳥の生息地域として保護してまいりたいと考えています。</p>